

香川県社会福祉法人経営青年会運営要綱

(名 称)

第1条 この会は、香川県社会福祉法人経営青年会(以下、「本会」という。)と称し、
香川県社会福祉法人経営者協議会(以下、「県経営協」という。)の内部組織とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、香川県社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 本会は、青年経営者等の資質向上のため、社会福祉施設の経営に関する研究、
および研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記事業を行う。

- 一、会員の資質向上のための研修
- 二、社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
- 三、会員相互の情報交換、研鑽、交流
- 四、県経営協の事業への協力
- 五、その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、県内の全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉法人経営
青年会の会員をもって構成するものとする。

2. 会員は満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

(会 費)

第6条 この会の会費は会員一人あたり年額10,000円とする。

(入 会)

第7条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、本会理事会が承
認するものとする。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書
をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が会員たる義務、および全国社会福祉法人経営者協議会「倫理綱領」に
反し名誉を毀損したときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(役 員)

第10条 本会には次の役員をおき、会長および副会長は理事会において選任する。理事
および監事は種別・地域に配慮し、県内各ブロックから総会において選出する。

- ・会 長 1名 副会長 3名
- ・理 事 若干名
- ・監 事 2名

2. 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

4. 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、理事会に報告する。

(任 期)

第11条 役員、相談役の任期は、県経営協役員に準ずるものとする。

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会とし、次の事項を議決する。

- 一、事業計画および予算に関する事項
- 二、事業報告および決算に関する事項
- 三、規定の制定および改廃に関する事項
- 四、その他、会長が附議した事項

2. 会議は毎年1回以上必要に応じ、会長がこれを招集する。

3. 会議の議長は、会長がこれにあたり、過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。

4. 会議の議事は、特段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5. 会議に出席できない場合において、あらかじめ書面をもって、会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

(相談役)

第13条 本会には、相談役をおく。

2. 相談役は、県経営協会長から推薦された2名をもってあてる。

(県経営協会長及び県社会福祉法人経営青年会前会長)

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもってあてる。

(県経営協との連携)

第15条 県経営協との連携を確保するため、本会の事業計画、予算書等所要の事項については、県経営協と協議し、調整を図るものとする。

(附 則)

1. 本要綱は、平成8年9月30日より施行する。

2. 本要綱第10条の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は、平成9年3月31日までとする。

3. 本要綱は平成13年4月3日より施行する。

4. 本要綱は平成16年4月1日より施行する。(一部改正)

5. 本要綱は平成17年6月10日より施行する。(一部改正)

6. 本要綱は平成21年4月1日より施行する。(一部改正)

7. 本要綱は平成23年3月23日より施行する。(一部改正)

8. 本要綱は平成25年4月1日より施行する。ただし、第1条中、香川県社会福祉法人経営者協議会の名称については、平成25年5月17日より改正する。

(一部改正)

9. 本要綱は令和5年11月15日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

(一部改正)